

事務連絡
令和3年3月30日

一般社団法人 兵庫県産業資源循環協会 御中

兵庫県農政環境部環境管理局
水大気課環境影響評価室長

環境影響評価に関する条例施行規則の一部を改正する規則の施行
について（お知らせ）

本県の環境行政の推進について平素から格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

廃棄物最終処分場に関しては、環境影響に対する県民の関心が高く、事業の特性からも環境の保全と創造について、より適正な配慮が行われることが求められます。

このことから、本県では、環境影響評価に関する条例（平成9年兵庫県条例第6号。以下「条例」という。）に基づき環境影響評価を行う特別地域対象事業に敷地の面積が10ha以上の廃棄物最終処分場の新增設を追加するため、環境影響評価に関する条例施行規則（平成9年規則第68号。以下「規則」という。）を改正しましたので、お知らせします。

記

1 規則改正の概要

(1) 対象とする最終処分場の事業規模の追加

特別地域^{*1}内において行う、

- ① 敷地の面積が10ha以上の最終処分場の新設
- ② 最終処分場の増設で、その敷地の面積が10ha以上増加するもの

※1：鳥獣保護区、保安林、国立・国定公園など条例で定める環境の保全と創造について説くに配慮すべき地域

(2) 改正規則の公布日及び施行日

公布：令和3年2月19日

施行：令和3年4月1日

(3) 経過措置

ア 施行日時時点で事業計画が策定されているものとして県の確認を受けている事業は、概要書手続から実施

イ アの確認を受けており、かつ施行日時時点で環境影響評価指針に基づく

- 調査又はこれと同等の調査に適切に着手しているものとして県の確認を受けている事業は、準備書手続から実施
- ウ 施行日時点で廃棄物処理法の処理施設の設置の許可申請を行っている事業は、アセス手続不要

2 添付資料

(1) 周知用チラシ

(お問い合わせ先)

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1

兵庫県農政環境部環境管理局

水大気課環境影響評価室 (藤原)

TEL : 078-341-7711 (内線 3335)

FAX : 078-362-3914

E-mail : Takuhiro_Fujiwara@pref.hyogo.lg.jp